

うかいシーズンスタート

今年も6月1日(土)より、肱川を舞台に大洲のうかいが始まります。
 新屋形船「臥龍一號」で楽しむ格別なうかいや、涼しい川風を感じて川下りが楽しめる「ひじかわ遊覧」など、各種乗船メニューを用意しました。肱川でしか味わえない夏の風物詩、大洲のうかいを楽しんでみませんか。

【期 間】

▽うかい(夜)

6月1日(土)～9月20日(金)

▽ひじかわ遊覧(昼)

6月2日(日)～9月20日(金)

※7月21日(日)、8月3日(土)・4日(日)を除く

【乗船料金】 下表のとおり

【乗船場所】

うかいレストプラザ ほかに

※プランによって異なります。問い合わせの際にご確認ください。

【申し込み・問い合わせ先】

大洲観光総合案内所

☎ 076655



プラン		うかい(夜)	ひじかわ遊覧(昼) ※うかいではありません
乗 合	大人(中学生以上)	1人6,000円～(船上食付き)	1人4,000円～
	小人(3歳児以上)	1人4,500円～(船上食付き)	1人2,500円～
貸 切	乗船料	小型船1艘あたり20,000円～ 大型船1艘あたり35,000円～	小型船1艘あたり16,000円～ 大型船1艘あたり28,000円～
	船上食	1人3,500円～	1人1,500円～
プレミアム新造船「臥龍一號」プラン		おまな 翁うかい 160,000円～ (船上食・給仕人および案内人付き) みやび 雅うかい 96,000円～(船上食付き)	料理のアップグレードのほか、宿泊セットや案内散策プランもご用意しています。詳細については、お問い合わせください。

今年も開催

「うかいサービステア」

市民のみなさんに気軽にうかいをご利用いただくため、今年も「うかいサービステア」を開催します。

【期 日】

6月19日(水)・7月17日(水)・8月21日(水)・9月18日(水)

※一回あたり、20人まで(先着順)

【利用料金】

大人(中学生以上) 1000円

小人(3歳以上) 500円

【利用条件】

①大洲市に住所を有する人

②一団体4人まで

③船上での飲食物は、各自で用意ください。

④送迎はありません。午後7時までに乗船場へ集まってください。



【乗船場・下船場】

▽乗船場 如法寺河原

▽下船場 大洲城下

【申し込み・問い合わせ先】

大洲市観光協会

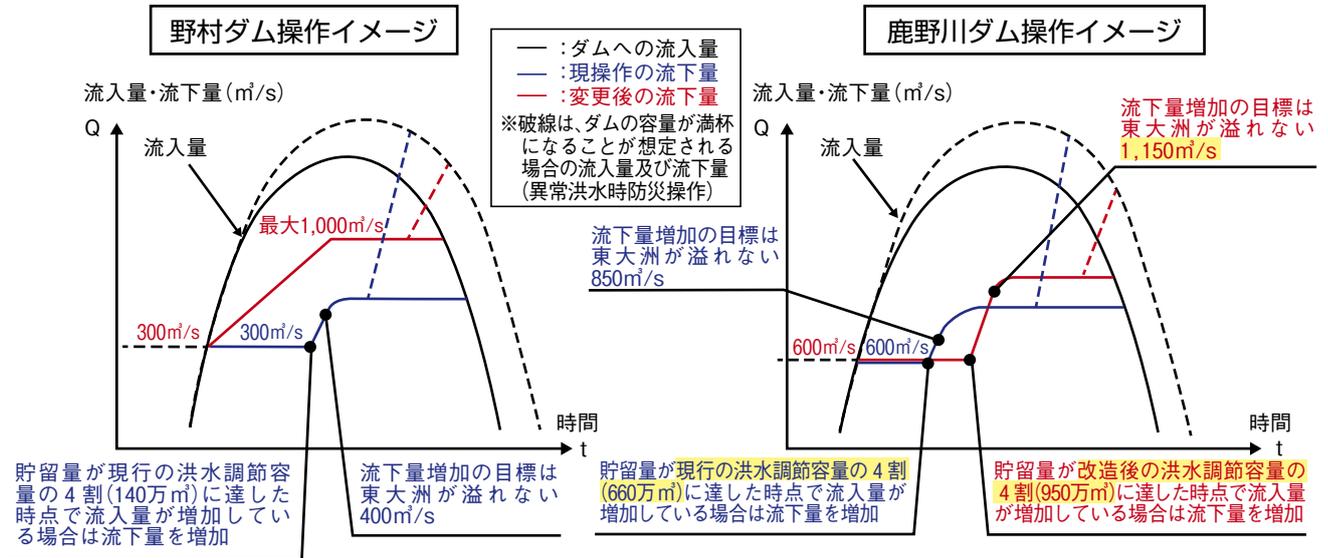
☎ 2664



野村ダム・鹿野川ダムの 新たなダム操作ルールを考え方を公表しました。

【変更の方針】

鹿野川ダム改造事業で増加した洪水調節容量を活用し、中規模洪水で鹿野川ダムに効果を発揮させ、より大規模な洪水で野村ダムおよび鹿野川ダムに効果を発揮させる操作に変更しました。



【鹿野川ダムの操作ルール】

- ▽菅田地区の堤防が整備中で浸水被害が頻発していることを考慮し、600m³/s定量の時間を増加させることで、より多くの洪水で600m³/s以下の流下量となります。
- ▽大規模な洪水に対してダムの容量を確保するため、東大洲地区などの暫定堤防70cmかさ上げ見合いで、最大流下量を約35%増加させます。(定開度操作の開始850m³/s → 1,150m³/s)
- ▽ただし、ダムの容量が満杯になることが想定される場合には、流下量を流入量に近づける操作(異常洪水時防災操作)を行う可能性があります。

【野村ダムの操作ルール】

- ▽大規模な洪水に対してダムの容量を確保するため、洪水初期の段階で流下量を増加させる操作に変更します。
- ▽野村ダム下流の河川整備見合いで、最大流下量を1,000m³/sとします。
- ▽ただし、ダムの容量が満杯になることが想定される場合には、流下量を流入量に近づける操作(異常洪水時防災操作)を行う可能性があります。

※詳細については、山鳥坂ダム工事事務所ホームページの記者発表資料をご覧ください。

<http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/index.html>

※新たなダム操作ルールが決定次第、広報おおずなどに掲載します。

【問い合わせ先】 国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所 鹿野川ダム管理庁舎

☎34-2350 FAX34-3928

	大洲市中小事業者災害復旧資金利子補給
申請受付期限	令和2年1月31日(金)まで
対象となる融資	▽愛媛県災害関連対策資金 ▽日本政策金融公庫災害復旧貸付・平成30年7月豪雨特別貸付・西日本豪雨災害マル経・生活衛生改善貸付 ▽商工組合中央金庫災害復旧資金 ※令和元年12月31日までに融資を受けたもの。
利子補給対象融資額	3000万円まで
利子補給額	年利1.36%以内の額
利子補給対象期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内
注意事項	申請書添付書類として「り災証明書」、「金銭消費貸借契約書の写し」、「償還予定(計画)表の写し」が必要です。

平成30年7月豪雨により被災された中小事業者に対する災害復旧に係る補助金と融資時の利子補給金の申請受け付けを今年度も継続することになりました。

まだ申請をされていない人で、希望される人は必ず受付期限までに申請してください。

平成30年7月豪雨により被災された事業者のみなさんへ

	大洲市中小事業者災害復旧支援事業補助金	
	本復旧補助金	仮店舗補助金
申請受付期限	令和元年12月27日(金)まで	
補助対象者	大洲市内に被災した事業所を有する中小企業・小規模事業者	
補助対象事業	被災日時以降に着手し、平成31年2月28日までに完了した事業 ※ただし、グループ補助金等の申請手続きを行っていたことが確認できる事業者については、この限りではありません。	
補助対象経費	被災した施設や設備の修繕費・購入費	臨時的に業務を再開させるために必要となった仮設の店舗などの整備費
補助率	補助事業に要する経費の2分の1	
補助金上限額	1事業者に対して100万円以内	1事業者に対して50万円以内
注意事項	申請書添付書類として「り災証明書」、「被災前後の写真」、「設備・機材の買い替えや修繕に要した費用の請求書・領収書」などが必要です。	

【問い合わせ先】
商工産業課 ☎24-1722

行政相談委員に委嘱

次の4人が、4月1日付けで総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員は、住民のみなさんの行政に関する苦情や意見・要望をお聞きし、行政との間に立って、公正・中立的立場で相談に乗ります。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

各地域の開設日時は、広報おおす27ページの各種相談ガイドをご覧ください。

【行政相談委員】



小澤 功さん (大洲地区：再任) 相原 敏幸さん (長浜地区：再任) 今宮 雅司さん (脇川地区：再任) 長岡 勇さん (河辺地区：新任)

【問い合わせ先】 総務課行政係 ☎24-1724

「こども発達支援室」がスタート

市教育委員会では、4月1日から「こども発達支援室」を開設しました。障がいのある子どもや発達が気になる子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てできるように、各機関と連携しながら支援していきます。

▽窓口相談を行います

電話や来所での相談を受け付けています。

▽幼児の言葉に関する指導を行います

まずはご相談ください。必要に応じて指導を行います。

【相談場所】 市役所別館2階 教育総務課内

【受付時間】 月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※祝日・年末年始は除く。

【問い合わせ先】

教育総務課内こども発達支援室 ☎57-9919

消防署からのお知らせ

熱中症の予防

熱中症は正しい予防方法を知り、普段から気をつけることで防ぐことができます。

熱中症の発生には、体調が大きく影響します。自分のいる環境と自分の体を知り、体調に敏感になる事が大切です。

熱中症に対する正しい知識を身につけて、暑い季節も安全に過ごしましょう。

【予防方法】

- ▽こまめな水分補給・塩分補給
- ▽エアコン、扇風機などを上手く利用し室内を涼しくする。
- ▽睡眠環境を快適に保つ。
- ▽体をしめつけない涼しい服装で過ごす。
- 【熱中症になってしまったら】
- ▽風通しの良い場所やエアコンの効いた室内など涼しい場所へ移動する。
- ▽衣服を脱がしたりゆるめたりして体を冷やし、体温を下げる。
- ▽スポーツドリンクや経口補水液など、水分、塩分を補給する。
- ▽意識がない場合や、自力で水分を摂取できない場合は、救急車を要請する。

危険物安全週間

危険物安全週間とは、平成2年に消防庁により制定され、以来毎年6月の第2週目に実施されています。

普段の暮らしの中にも危険物は存在します。危険物に対する正しい知識を身につけるとともに、貯蔵または取り扱いにも注意し、安心・安全のある暮らしにしましょう。

【平成31年度危険物安全週間推進標語】

「無事故への

構え一分の 隙も無く」

【危険物とは】

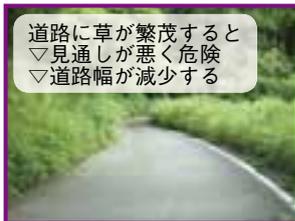
- 消防法で定められたもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。
- ▽火災発生の危険性が大きい
 - ▽火災拡大の危険性が大きい
 - ▽消火の困難性が高い
- ※ガソリン・灯油・油性塗料などがあります。

【問い合わせ先】

大洲消防署本署 ☎24 0119
 長浜支署 ☎52 0119
 川上支署 ☎34 2851

刈り草の提供について

大洲土木事務所では、河川堤防の点検を行うため、年に1回の割合で堤防点検に必要な範囲の草刈りを行っています。また、道路の安全を確保するため、年に1回の割合で県管理道路の草刈りも行っています。愛媛県では、資源の有効活用や環境保全の観点から、刈り草のリサイクル（再利用）を推進していて、今年度も希望者への刈り草の提供を実施しますので、畑や果樹園の敷き草、堆肥の原料、畜産用の飼料などとして、ぜひご活用ください。

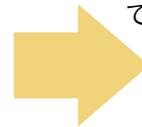


道路に草が繁茂すると
 ▼見通しが悪く危険
 ▼道路幅が減少する



草刈りにより
 ▼見通しがよくなる
 ▼本来の道路幅を確保

刈り草は、
 “有効な資源”
 です。



敷き草として



堆肥の原料として



飼料として

【提供方法】

草刈り実施各所の仮置き場に取りに来ていただき、その場で提供します。

【提供期間】

- ▽河川堤防 6月～7月の予定
- ▽道路 7月～9月上旬の予定

【注意事項】

- ▽刈り草の運搬は、原則として希望者にてお願いします。
- ▽刈り草は、そのままの状態を提供します。
- ▽先着順となりますので、刈り草がなくなり次第終了となります。

【問い合わせ先】

大洲土木事務所 ☎24-5121
 河川港湾課河川港湾グループ 内線280
 道路課道路第二グループ（補修担当） 内線318

後期高齢者の歯科口腔健診について

愛媛県後期高齢者医療の被保険者を対象に無料で歯科口腔健診を実施します。

お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。この機会に、ぜひ歯科口腔健診を受診してください。

【対象者】

愛媛県後期高齢者医療の被保険者（被保険者とは75歳以上または、65歳から74歳で一定の障がいがあり愛媛県後期高齢者医療広域連合に認められた人）

※ただし、病院または診療所に6カ月以上継続して入院している人、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設などへ入所・入居している人は対象外です。

【申し込み方法】

愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話などで、直接申し込みください。申込者には、クーポン券、受診票などを送付します。

【実施期間】

6月1日(土)～令和2年2月29日(土)

【受診方法】

クーポン券などが届いたら、健診実施歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

【実施場所】

後期高齢者の歯科検診を実施する歯科医院

※クーポン券などを郵送する時に一覧表を同封します。また、愛媛県後期高齢者医療広域連合と愛媛県歯科医師会のホームページにも掲載しています。

【その他注意事項】

歯科健診は期間中に1回のみです。重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。

歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますので、ご注意ください。

【申し込み・問い合わせ先】

愛媛県後期高齢者医療広域連合
事業課保健事業係

☎ 089 (911) 7739

FAX 089 (911) 7735

E-mail: info@ehime-kouiki.jp

歯と口の健康を守りましょう ～いつまでも 続く健康 歯の力～

毎年6月4日～10日は、歯と口の健康習慣です。厚生労働省と日本歯科医師会は「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という^{はちまるにいまる}8020運動を推進しています。

20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができるといわれています。生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わうためにも、妊産婦を含めて生まれてから亡くなるまで、自分の歯を大切にする習慣をつけることが大切です。この機会に、歯と口のチェックをしてみましょう。

歯周病検診のお知らせ

歯周病は、歯の喪失の原因となり、初期は自覚症状が乏しいため、検診による早期発見が大切です。年1回は検診を受けましょう。

【対象者】

今年度中に、40歳・50歳・60歳・70歳になる人

【期 間】 6月1日(土)～12月28日(土)

※定員200人になり次第締め切り

【場 所】 市指定の歯科医療機関

【料 金】 600円

「元気^は歯つらつコンクール」参加者募集

愛媛県と愛媛県歯科医師会主催で開催される、「元気歯つらつコンクール」に参加する人を募集します。

【対象者】

次のすべての項目に該当する人

▽4月1日現在、満80歳以上の人

▽しっかりかめる自分の歯が20本以上ある人

▽「元気歯つらつコンクール」の受賞経験のない人

▽表彰式に参加できる健康状態である人

【申し込み・問い合わせ先】 大洲市保健センター ☎23-0310

令和元年度大洲市うるおいの里づくり 事業募集のお知らせ

市では、住みよい快適なうるおいの里づくり事業を実施する自治会や伝統芸能保存会に対し、その経費の一部を補助します。

補助の対象となる事業などは、次のとおりです。

【補助対象種目】

- ▽ふれあい広場整備（ミニ公園）
 - …広場、土俵 など
- ▽観光交流資源整備
 - …観光地、景勝地 など
- ▽伝統芸能・文化の保存育成
 - …太鼓、獅子舞 など

【補助対象団体】

自治会、協議会、保存会などで組織が明確な団体



牛鬼整備（中野牛鬼会）

【補助率および補助限度額】

補助対象経費の2分の1以内（50万円限度）

【申請方法】

事業計画書などの関係書類を復興支援課、各支所へ提出してください。

用紙は、復興支援課、各支所に用意しています。また、市公式ホームページからもダウンロードすることができます。

【問い合わせ先】

復興支援課 地域自治推進係
☎ 097-9989



花壇・イルミネーション整備
(肱川愛あい会)

平成30年度 個人情報保護制度の運用状況

大洲市における個人情報取扱事務の届出件数は、1,688件です。

また、平成30年度の個人情報の開示などの請求については、16件の開示請求がありました。

その処理状況は、次のとおりです。

個人情報の請求件数と処理状況

実施機関	請求区分	請求件数	処理状況			審査請求
			開示	不開示	取り下げ	
市長	開示	8件	7件	1件	0件	0件
病院事業管理者	開示	8件	8件	0件	0件	0件
合計		16件	15件	1件	0件	0件

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

【問い合わせ先】

企画情報課電算係 ☎24-1738

平成30年度 情報公開制度の運用状況

市政は、市民のみなさんの信託のもと常に市民に開かれたものとして運営されなければなりません。大洲市情報公開条例は、「市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で民主的な開かれた市政を推進する」ために制定されたものです。

情報公開制度の請求件数と処理状況

公文書公開請求		17件
公文書公開請求に対する処分	公開決定	13件
	全部公開	2件
	部分公開	11件
	非公開決定	3件
	その他	1件
審査請求		1件

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

【問い合わせ先】

企画情報課情報統計係 ☎24-1738

Information pick up

「みんなので築こう 人権の世紀」

～考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを認め合おう～

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

部落差別、DV、虐待、いじめ、差別待遇、プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの人は、お近くの人権擁護委員か、松山地方事務局までご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。なお、大洲市においても毎月特設人権相談所を人権啓発課相談室や公民館などで開催しています。開催日時などについては、人権啓発課まで問い合わせください。

【問い合わせ先】

- 人権啓発課 ☎24-1746
松山地方事務局（平日午前8時30分～午後5時15分）
▽子どもの人権に関する相談 ☎0120(007)110
▽女性の人権に関する相談 ☎0570(070)810
▽それ以外の人権に関する相談 ☎0570(003)110
▽外国人による人権相談ダイヤル ☎0570(090)911
※平日午前9時～午後5時

【地域の人権擁護委員】（敬称略）

松田 智子（西大洲）	久保田和子（西大洲）	楠崎 陽子（北只）	上田 弘（若宮）	中野 伸一（菅田）	松岡 強（八多喜町）	大石 あい（新谷）	大本 昭裕（豊茂）	清水 康則（長浜町櫛生）	山田由美子（肱川町山鳥坂）	源田 政幸（肱川町大谷）	新田 義和（河辺町横山）	竹林 均（河辺町川崎）
------------	------------	-----------	----------	-----------	------------	-----------	-----------	--------------	---------------	--------------	--------------	-------------

大洲市職員を募集します

【共通受験資格】

- ▽日本国籍を有する人
▽地方公務員法第16条（成年被後見人など）に該当しない人

【受付期間】 5月20日(月)～6月20日(木)

採用予定職種	人数	受験資格
事務職Ⅰ（大学卒）	5人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人または令和2年3月末までに卒業見込みの人
事務職Ⅱ（大学卒） 【総合適性検査枠】	1人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人または令和2年3月末までに卒業見込みの人 ※一次試験（筆記試験）は、民間企業などで実施している基礎的能力を測る試験のため、公務員試験対策を必要としない内容です。
技術職・土木 【総合適性検査枠】	2人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、大学において土木工学に関する学科を学修し卒業した人または令和2年3月末までに卒業見込みの人 ※同上、公務員試験対策を必要としない内容です。
保育士・幼稚園教諭	3人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人または令和2年3月末までに資格取得見込みの人
保健師	3人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人または令和2年3月末までに免許取得見込みの人

※受験手続きその他詳細については、総務課へお問い合わせください。また、市公式ホームページでもご覧になれます。

【問い合わせ先】 総務課 ☎24-1723

介護予防サークルに興味のあるみなさんへ

元気シニアサポーター養成講座

参加者募集

「元気に歳を重ねる秘訣」や「お
おず生き生き体操」について学び、
まずはみなさん自身がより元気に
なっていたりするための講座です。

修了後は、地域の身近な集まり
の場で、仲間と一緒に、「おおず
生き生き体操」などの介護予防活
動に楽しく取り組んでいきます。

「介護予防サークル」に興味の
ある人は、ぜひご参加ください。

【定員】40人

※応募が定員を超えた場合は、抽
選により決定します。

【申込期限】

6月28日(金)

「介護予防サークル」

はじめませんか

介護予防サークルとは、地域の
身近な場所で仲間と一緒に「おお
ず生き生き体操」などの介護予防
活動に取り組む住民主体のグルー
プのことです。

【条件】

▽65歳以上の高齢者が5人以上参
加していること

▽月1回以上（年12回以上）開催
すること

▽介護予防の体操を毎回30分以上
実施すること

【現在の状況】

21団体が介護予防サークルとし
て活動を始めています。
（4月1日時点）

【問い合わせ先】

NPO法人 歩 ☎579633
地域包括支援センター

☎241714

【受講料】 無料

午後1時30分～

【実施時間】

4階多目的ホール

総合福祉センター

【場所】

9月9日(月)・27日(金)

8月9日(金)・26日(月)

7月12日(金)・22日(月)

【実施日】

▽3回以上、講座に参加できる人

ボランテアに興味のある人

生き生き体操」などを行う有償

▽地域の集まりの場で、「おおず

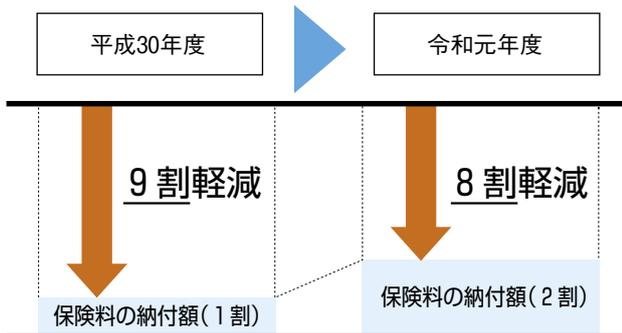
▽おおむね55歳以上の大洲市民

【対象者】

後期高齢者医療保険料の均等割9割軽減のみなさんへ

後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた人は、今年度、8割軽減に変わります。

(例) 年金収入80万円以下の人



なお、介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者（介護保険料の所得段階第1段階～第3段階の人）への保険料の負担軽減が強化されます。

また、所得の低い年金受給者の人へは、10月から年金生活者支援給付金（最大月5,000円）の制度が始まります。

ただし、年金生活者支援給付金が支給されるには、支給要件をすべて満たす必要があります。給付金額は年金保険料を納めた期間などにより異なり、基本的に10・11月分を12月（年金の支払日と同日）に振り込みます。詳しくは、ねんきんダイヤルへお問い合わせください。

医療保険料を年金からの天引きで納めている場合、天引き額への影響は10月からです。

【問い合わせ先】

▽後期高齢者医療保険料について
保険年金課 ☎24-1713

▽介護保険料について
高齢福祉課 ☎24-1714

▽年金生活者支援給付金について
ねんきんダイヤル
☎0570 (05) 1165



第61回水道週間（6月1日～7日）スローガン
『いつもの水に いつもの水に 日々感謝』

【水道週間について】

水道は、健康で文化的な生活や、さまざまな社会経済活動を支える必要不可欠な生活基盤施設として、重要な役割を果たしています。

大洲市の水道事業は、2上水道および14簡易水道と小規模水道で構成され、公衆衛生の向上、生活環境の改善、生活水準の維持など市民にとって欠かせない重要なライフラインとなっています。

平成30年7月豪雨では、市内の多くの水源地が被災し、長期間断水となった地域もあり、不自由とご迷惑をおかけしました。今後、市民のみなさんに信頼される質の高い水道を構築し、安全で良質な水を安定的に供給できる水道づくりを進めていきます。

こうした状況も踏まえ、水道についてさらに市民のみなさんの理解と関心を高め、水道事業のさらなる発展のため、「水道週間」を設け、全国の自治体や関係団体が連携して広報活動を重点的に実施しています。

この機会に、改めて水の大切さを見直しましょう。

【大洲市の取り組み】

- ▽ポスターなどの掲示
（期間中、市役所1階ロビーで水道事業啓発冊子などを展示します）
- ▽懸垂幕設置
- ▽施設清掃（水源地など）
- ▽広報車による巡回
- ▽高齢者世帯の家庭給水装置訪問相談
- ▽広報おおずへの記事掲載
- ▽水道施設見学会（随時）

【水道工事を行うときは】

水道の新設・改造・修理・撤去などの工事を行うときは、必ず指定工事業者に依頼してください。指定工事業者は、市公式ホームページでも確認することができます。

【問い合わせ先】

水道課 ☎243753

市内の指定給水装置工事事業者

地域	工事店名	地区	電話番号	地域	工事店名	地区	電話番号
大洲	(有)三原設備	大洲	24-3783	大洲	城戸設備工業	菅田	25-1175
	(有)オクダ設備	柚木	24-3674		久保建設(株)	蔵川	27-0757
	中央建設(株)		24-3556		(株)宮元建設	新谷	25-0242
	(株)矢野金物店	中村	24-3043		向成建設(株)		25-3150
	(有)南予水道住設	若宮	23-2352		(有)佐々木鉄工	春賀	26-0875
	村上工業(株)		24-3141		樹設備	多田	26-1255
	(有)菊地浄化槽センター	五郎	24-0013		(有)星加水道設備	八多喜	26-0020
	(有)いの水道設備	田口	24-2216		久保鉄工所		26-0537
	(有)丸電工業	東大洲	24-5351		好崎鉄工	米津	26-0720
	(有)神田鉄工所		24-4122		笹田水道	長浜	52-2891
	(株)土居鉄工所		24-4519	(有)池内石油店	52-0448		
	J A 愛媛たいき		24-4181	(有)鈴木ガス商会	52-0358		
	(有)曾根プロパン販売所	24-3522	(有)満野大商店	52-0013			
	マスダ水道設備	市木	25-4178	ダイワ設備工業	下須戒	52-1289	
	(有)内田電気水道設備	徳森	25-2858	河内設備商会	52-0503		
	城戸電業社		25-2944	(有)住吉産業	上老松	52-1531	
	(株)西田興産	北只	25-0211	矢野ガス(株)		52-0420	
	(有)アサノ設備		24-0783	鹿野川ガス販売所	山鳥坂	34-2701	
	(株)四電工大洲営業所	松尾	24-4595	(株)ひじ建	34-2111		
	タマル家電サービス		24-0518	川上建設(有)	名荷谷	34-2101	
(有)長田産業	平野	23-5713	上田建設(株)	宇和川	34-2011		
谷本建設工業(株)		24-5161	三瀬建設(株)	予子林	34-2911		
神南設備	菅田	25-4684	富永建設(株)	植松	39-2011		
(有)大和開発		25-3776	北川商店		39-2303		
松浦建設(株)		25-5335					